

S Q b 1 の選択肢として考えられる案

(オ) 多くの国民が、死刑を廃止することを認めていない

〔文献上の根拠〕

・ 刑罰制度の実際的意味は、当該社会における歴史的文化の現状に即して論ぜられるべきである。そして、わが国では、国民の一般的感覚は、まだ死刑の廃止を懸念なく肯定するところまではいたっていないものと解される。(大塚仁「刑法概説(総論)〔第四版〕」521頁)

・ 刑罰一般が正当化されるのは、犯罪抑止の目的を達成しつつ、究極においては社会秩序の維持すなわち国民の平穏な暮らしの確保を図るという点においてであった。そして、社会秩序維持のためには、当該社会の応報感情を満足させ、法秩序に対する国民の信頼感を保持することが極めて重要になるのである。そうすると、国民の一般的な法確信として、一定の極悪非道な犯人に対しては死刑を科すべきであるとする考え方が多数を占めているとすれば、これを無視することは刑事政策上妥当ではない。(中略) 国民の一般的な法感情は、死刑廃止を肯定するまでには至っていないとみるのが妥当(大谷實「新版刑事政策講義」119頁)